

○荊田町企業立地促進条例

平成27年12月25日

条例第34号

改正 令和3年6月29日条例第21号

(目的)

第1条 この条例は本町における企業の立地を促進するため、事業所の新設等を行う事業者に対して奨励措置を講ずることにより、本町における産業の振興及び雇用の創出を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 事業を行う者がその事業の用に供するための施設をいう。
- (2) 事業者 事業所において事業を行う者をいう。
- (3) 事業所の新設等 町内における事業所の新設又は増設をいう。

(奨励措置)

第3条 町長は、第1条の目的を達成するため、必要な措置を行うとともに、予算の範囲内で奨励金を交付することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の荊田町企業立地促進条例の規定は、施行日以後に土地の売買契約をした者について適用し、同日前に土地の売買契約をした者については、改正前の荊田町産業立地促進条例の適用とする。

附 則 (令和3年6月29日条例第21号)

この条例は、令和3年7月1日から施行する。